規　則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長　馬　橋　隆　紀

埼玉県人事委員会規則七―九九五

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「。第五条第三項第二号において同じ」を削り、同項第五号中「。第五条第三項第三号において同じ」を削る。

第五条第三項を削り、同条第四項中「（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「、前項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに条例」と」を削り、同項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十二条の三第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」と」を削り、同項第二号中「（前項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「、前項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例」とあるのは「に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに条例」と」を削り、同項第三号中「、前項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」と」を削り、同項第四号中「、前項第二号又は第三号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第四項の規定により定められたその者の勤

務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」と」を削り、同項を同条第三項とする。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。